

## 京都市地域介護予防推進事業実施要綱

(趣旨等)

第1条 この要綱は、介護保険法（以下「法」という。）に基づく一般介護予防事業のうち、地域介護予防推進事業（以下「推進事業」という。）として実施する各種事業に関する事項その他この事業の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 推進事業は、本市の区域内に居住する65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）に対して、本事業を包括的かつ継続的に提供することにより、高齢者の心身の健康の保持及び向上を図り、要支援・要介護状態となることを予防すること又は要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化を防止することを通じて、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的とする。

(本市の責務)

第3条 本市は、推進事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう関係機関等の連携体制を構築するとともに、推進事業を推進するための体制確保に努めるものとする。

(用語)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防 要支援・要介護状態になることの予防又は軽減若しくは悪化の防止
- (2) 要支援・要介護状態 法第7条第1項又は同条第2項に該当する状態
- (3) 地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。） 京都市地域包括支援センター運営事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき本市が委託設置する施設
- (4) 地域介護予防推進センター（以下「推進センター」という。） 推進事業を実施する施設

(秘密の保持)

第5条 包括支援センター及び推進センターの職務に従事する者又はこれらの職にあった者は、利用者及び利用者の家族のプライバシーの保護に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(推進事業の種類)

第6条 推進事業の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護予防把握事業 支援を要する高齢者を把握する事業
- (2) 介護予防普及啓発事業 別表1に掲げる事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業 別表2に掲げる事業
- (4) 地域リハビリテーション活動支援事業 地域における介護予防に関する活動の実施機能を強化するためリハビリテーションに関する専門的知識及び経験を有する者が当該介護予防に関する活動の支援を行う事業
- (5) その他の介護予防事業 前各号のほか、介護予防に資する事業

(対象者)

第7条 推進事業の対象者は、高齢者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(実施の委託)

第8条 市長は、第6条各号に掲げる事業の実施を、各行政区の推進センターの設置者その他適切な事業運営が確保できると認められる法人（以下「委託事業者」という。）に委託することができる。

2 委託事業者は、推進事業の実施に当たっては、包括支援センター、学区社会福祉協議会、老人クラブ等地域の団体と協調し実施していくこととする。

(サービスの利用申込)

第9条 推進事業のうち、第6条第2号及び同条第3号の事業（以下「サービス」という。）を利用しようとする者は、その者が居住する学区を担当する包括支援センターを通じて、又は直接、委託事業者に当該サービスの利用を申し込むものとする。

2 委託事業者は、利用申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用申込者に対するサービスの提供を行わないものとする。

(1) 利用者が主治医にサービスの利用の一時停止又は中止の指導を受けている、重い高血圧、脳卒中、心臓病、糖尿病その他サービスの利用に当たって管理すべき疾患等を有する等、サービスの提供によって健康状態の急変、悪化等の危険性があるとき。

(2) 感染性疾患を有し、他の者に感染させる恐れのあるとき。

3 委託事業者は、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者が居住する学区を担当する包括支援センターへの連絡、適当な保健医療サービス又は福祉サービスの紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(利用者の負担)

第10条 推進事業における利用料は無料とする。ただし、委託事業者は、サービスの利用者に対し、サービスの実施に必要な食材料や教材等の実費に相当する額を請求することができる。

(サービスの実施報告)

第11条 委託事業者は、利用者の同意を得たうえで、利用者に対するサービスの実施状況を、当該利用者が居住する学区を担当する包括支援センターに必要な応じて報告するものとする。

(サービスの提供の中止)

第12条 委託事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者等に対するサービスの提供を中止するものとする。

(1) 本市の区域外に転出したとき（利用者等が本市内の高齢者の支援のための活動に関わる者である場合は除く。）。)

(2) 第9条の規定による利用申込において、虚偽の申告をしていたことが明らかになったとき。

(3) 医療機関、介護保険施設等に入院又は入所し、サービスの利用が見込まれないとき

(4) 死亡したとき。

(5) 故意又は重大な過失により次条の委託事業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行ったとき。

(6) サービスの利用開始後に第9条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 委託事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を中止するこ

とができる。

- (1) 利用者がサービスの利用を取り止める旨を申し出たとき。
- (2) 利用者がサービスの利用に当たり、委託事業者の指示に従わず、サービスの提供が困難であると認められるとき。

3 委託事業者は、第1項及び第2項の規定に基づき利用者に対するサービスの提供を中止したときは、利用者の同意を得たうえで、必要に応じて当該利用者が居住する学区を担当する包括支援センターに報告するものとする。

(サービス利用者の義務)

第13条 利用者は、生活状況や身体状況に変化があったとき、その他第9条の規定による利用申込の内容と異なる状況が生じたときは、速やかに委託事業者に届け出なければならない。

2 利用者は、サービス提供の円滑な実施のため、サービス提供に係る委託事業者の指示に従わなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に基づく事業の実施に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱の改正前の京都市地域介護予防推進事業実施要綱の規定に基づき実施した介護予防検査の実施機関への支払等については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の日の前日において、この要綱の改正前の京都市地域介護予防推進事業実施要綱の規定に基づく二次予防事業を利用し、かつ、この要綱の施行の日以降も継続してサービスを利用する者については、この要綱の施行の日に第9条第1項の利用申込があったものとみなす。

別表第1（第6条関係）

| 事業の種別      | 実施内容  |
|------------|---|
| 介護予防普及啓発事業 | (1) 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布<br>(2) 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催<br>(3) 介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催 |

別表第2（第6条関係）

| 事業の種別        | 実施内容  |
|--------------|---|
| 地域介護予防活動支援事業 | (1) 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修<br>(2) 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援 |